

(案)

国 運 審 第 号
平成 2 8 年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一 あて

運輸審議会会長 鷹箸 有宇壽

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平 2 8 第 5 0 0 6 号

平成 2 8 年 4 月 2 6 日付け国自旅第 1 8 号をもって諮問された上記の
事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、県南中央交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「県南中央交通圏」をいう。以下同じ。）を指定の日から3年間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、県南中央交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、県南中央交通圏を指定の日から3年間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）のう

ち、次の（１）から（６）までのいずれにも該当する営業区域について、３年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車營收が平成１３年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

（１）実働実車率が平成１３年度と比較して１０％以上減少していること。

（２）次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る營業収支率が１００％を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が１／２以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが１／３以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが１０ポイント以上増加していること。

（３）人口３０万人以上の都市を含む営業区域であること。

（４）総実車キロが前年度と比較して５％以上増加していないこと。

（５）次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車營收又は日車実車キロが平成１３年度と比較して１０％以上減少していること。

② 当該営業区域における走行１００万キロ当たりの法令違反件数の直近５年間の平均値が、全国における走行１００万キロ当たりの法令違反件数の直近５年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行１００万キロ当たりの事故発生件数の直近５年間の平均値が、全国における走行１００万キロ当たりの事故発生件数の直近５年間の平均値を上回っていること。

（６）当該営業区域における協議会（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の同意があること。

３．当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明

等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

- (1) 県南中央交通圏は、所管局によると、平成26年度末のタクシー車両の台数の合計が2,540両で適正車両数の上限である2,399両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記2.の要件をみたしている。
 - ① 平成26年度の実働実車率は35.6%であり、平成13年度と比較して10.6%減少している。
 - ② 平成26年度の赤字事業者車両数シェアが65.6%と1/2以上である。
 - ③ 人口が約125万人のさいたま市を含む営業区域である。
 - ④ 平成26年度の総実車キロが54,510,155キロであり、前年度と比較して3.0%の減少となっている。
 - ⑤ 走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が0.0763件であり、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値0.0511件を上回っている。
 - ⑥ 県南中央交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年3月16日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。
- (2) 以上の状況に鑑みると、県南中央交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が県南中央交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要 望 事 項 (案)

1. 国土交通大臣は、特定地域計画等が速やかに作成されるよう協議会の円滑な運営のために必要な支援を適時適切に行うとともに、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めつつ、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。
 - (1) 利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。
 - (2) 事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に係者と一体となって努力すること。

2. 国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなつたと認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。